

# 年金

## 20歳になったら国民年金

☎ 町民課 年金係 ☎(232)4914

国民年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような「一方の」の事態に備え保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

**Q** 国民年金加入手続きは、どこで行えばいいの？

**A** 国民年金の加入手続きは、役場町民課または、年金事務所まで直接お手続きください。

**Q** 毎月の保険料はいくら？

**A** 国民年金の保険料(定額)は、月額14,980円(平成24年度)です。保険料をまとめて前払いすることにより割引される全納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付すると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。付加年金は「200円×納付月数」で計算されます。例えば10年間納付(合計48,000円)された場合の付加年金額は、24,000円です。付加保険料を納付する場合は、必ず定額保険料を納付していただくことが必要です。

**Q** 毎月14,980円を払えないときはどうすればいいの？

**A** 20歳になり、所得が少なく保険料を納めることが困難な人は、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。手続きは、町民課または年金事務所で行ってください。

※学生納付特例制度の申請には、在学証明証または学生証の写しが必要です。

**Q** 納付方法にはどのようなものがあるの？

**A** 口座振替は、金融機関などの窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落しされる翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落しされる当月末振替(早割)があります。早割は、月額50円が割引されます。

## 協定 熊本学園大学と菊陽町が 包括連携協定を締結しました

☎ 総合政策課 ☎(232)2112

町では、熊本学園大学と包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として、包括協定を締結しました。本町と大学との協定は、熊本県立大学に続き2校目となります。

12月13日、菊陽町役場で岡本恵也熊本学園大学学長、後藤三雄町長をはじめとする関係者出席のもと、熊本学園大学との包括的連携に関する協定書の調印式を行いました。この協定は、町と熊本学園大学が包括的な連携のもとに、産業発展、住民福祉、人材育成、まちづくり、学術調査・研究などのさまざまな分野で、相互に協力するという趣旨のものです。

これまでも、熊本学園大学と町では、町総合計画策定、福祉関係や学生インターンシップなど、さまざまな分野で相互協力してきました。今回の協定締結により、幅広い分野での協力体制が一層強化され、町の発展に大きな力となります。調印式では、協定書への署名の後、岡本学長が「菊陽町の特色を生かしながら、産業、福祉、文化芸術の面などでのサポートや学生を巻き込んだ協働の活動を積極的に取り組んでいきたい」、後藤町長は「本日の

協定を新たな機会として、より連携を深め、さらなる町の発展につなげていきたい」とそれぞれあいさつし、お互いの今後の発展への期待感を述べました。



▲固い握手を交わす岡本学園大学学長と後藤町長

## 「菊陽町婚活パーティー」独身女性募集

農業を支える独身男性との婚活交流会に参加しませんか。

- 日時**  
2月9日(土) 午後1時
- 参加費**  
女性 3,000円(当日徴収)
- 集合場所**  
JR三里木駅
- 募集期間**  
1月15日(火)～1月31日(木)  
応募方法については農業委員会にお問い合わせください。
- 対象者**  
20～30歳代の独身女性(15人)  
※定員になり次第締め切ります。
- 主催**  
菊陽町農業後継者結婚対策協議会
- 内容**  
①野菜ソムリエによるおはなし  
②お菓子づくり  
※内容は変更になることもあります。  
③パーティー(午後5時～午後7時)  
会場：BOUQUET(ブーケ)光の森
- 後援**  
菊陽町  
菊陽町農業委員会  
JA菊陽中央支所青壮年部
- 申し込み・問い合わせ**  
菊陽町農業委員会 ☎(232)4924



## 巡回バスのパブリックコメントを実施します

町内巡回バスの見直しに関するパブリックコメントを実施します。意見の提出方法は次のとおりです。

- 意見の対象**  
菊陽町地域公共交通ネットワーク計画(素案)
- 閲覧場所** ①巡回バス車内 ②総合政策課窓口 ③町ホームページ
- 募集期限** 1月25日(金)
- 提出資格** 菊陽町に住所のある人
- 提出方法** ①町内巡回バス車内 ②総合政策課へ持参・郵送 ③FAX ④電子メール
- ※住所、氏名、電話番号を明記してください。記載がない場合や電話・口頭での意見は受け付けません。
- 意見の取り扱い**  
意見の概要と町の考え方については、ホームページなどで公表しますのでご了承ください。なお、個別の回答はいたしません。
- 提出先・問い合わせ**  
〒869-1192(住所不要) 菊陽町役場 総合政策課  
電話 (232)2112  
FAX (232)4923  
電子メール sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

## 償却資産の申告は1月31日(木)までに

法人や個人で、商店・工場・農業などを経営している人、駐車場・アパートなどの賃貸業を行っている人がその事業のために所有する構築物、機械、備品などの資産を償却資産といい、固定資産税の課税の対象となります。毎年1月1日現在で、菊陽町内に償却資産を所有している人は、その資産の状況を1月31日(木)までに町へ申告する必要があります。

- 課税の対象となる償却資産の例**  
アパート経営：駐車場舗装、外構工事、植栽、外灯、駐輪場など  
農業：ビニールハウス、ロータリー、管理機、保冷庫など  
その他：パソコン、コピー機、看板、レジスターなど
- 申告書提出期限** 1月31日(木)  
※申告期限近くになると窓口が大変混雑するため、早めの申告をお願いします。
- 問い合わせ**  
税務課 固定資産税係 ☎(232)4911